解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

岩手県宮古市田老字向新田一四八番地

財団法人グリーンピア田老

代表清算人　山本　正徳

解散公告（第二回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

岩手県和賀郡西和賀町川尻四〇地割四〇番地七一

社団法人錦秋湖整備協会

清算人　高橋　智

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月三十日開催の定時総会の決議並びに福島県知事の認可により平成二十五年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

福島県会津若松市古川町一〇番八号

医療法人鏡渕外科胃腸科

代表清算人　鏡渕　學

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

京都市左京区吉田泉殿町八番地

財団法人日仏文化協会

代表清算人　加藤　邦男

解散公告（第三回）

当会は、平成二十五年九月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当会に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

兵庫県明石市明石公園一番二七号

社団法人兵庫県高等学校教育振興会

代表清算人　山本　一誠

代表清算人　三輪　一朝

代表清算人　藤尾　孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

和歌山県紀の川市貴志川町神戸五五七番地

財団法人那婦連奨学会

代表清算人　吉田　征道

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月二十六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

山口県下関市豊北町大字田耕二六二七番地の三

杣地生産森林組合

清算人　北田　弘志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月十日開催の社員総会の決議により平成二十五年十月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

愛媛県新居浜市菊本町一丁目六番一八号

社団法人自彊舎記念会

代表清算人　猪瀬　和男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年八月十九日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

長崎県佐世保市潜木町九三〇番地

潜木生産森林組合

清算人　井元　保雅

配当公告

福島県伊達市坂ノ上三五番地の一

破産者　株式会社東和梱包運輸

右の者に対する福島地方裁判所平成二十二年（フ）第三二六号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一七八、八〇〇、九七〇円

一、配当することのできる金額

金四五、二二八、一九八円

平成二十五年十月二十一日

福島県福島市霞町二番八号

破産管財人　片岡　正彦

配当公告

長崎県東彼杵郡波佐見町志折郷二七番地一

破産者　株式会社天神ＥＸライン

右の者に対する長崎地方裁判所佐世保支部平成二十三年（フ）第一一六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六九五、二七五、〇三三円

一、配当することのできる金額

金一五五、五四九、六二四円

平成二十五年十月二十一日

長崎県佐世保市光月町七番二七号エスペランサ島瀬一〇一号

破産管財人　樋口　信弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上川郡剣淵町東町五〇二四番地、最後の住所北海道上川郡剣淵町元町三一番六―二号

被相続人　亡　池田　利雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十一日

旭川市九条通七丁目二四八三番地六　熊谷ビル三階

相続財産管理人　弁護士法人道北法律事務所

代表者代表社員　南雲　裕治

第５期決算公告

平成25年10月21日

東京都中央区日本橋本町一丁目９番13号

赤坂インベストメント特定目的会社

代表清算人　山田　咲道

貸借対照表の要旨

（平成25年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	―	流動負債	98,312
その他の資産	8,125,136	固定負債	―
流動資産	8,125,136	**負債合計**	**98,312**
固定資産	―	社員資本	8,026,823
繰延資産	―	特定先資本金	200
		優先資本金	8,100,000
		剰余金	△73,376
		純資産合計	**8,026,823**
資産合計	**8,125,136**	**負債・純資産合計**	**8,125,136**

損益計算書の要旨

（自　平成25年２月１日　至　平成25年７月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	24,634,627
営業費用	24,707,148
営業損失	72,521
営業外収益	121
営業外費用	―
経常損失	72,399
税引前当期純損失	72,399
法人税、住民税及び事業税	977
当期純損失	73,377
前期繰越利益	1
当期未処理損失	73,376

第７期決算公告

平成25年10月21日

東京都港区赤坂二丁目17番７号

株式会社シンクエージェント

代表取締役　樋口　進

貸借対照表の要旨（平成25年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	34,888
	固定資産	577
	資産合計	**35,465**
負債及び純資産の部	流動負債	6,320
	負債合計	**6,320**
	株主資本	29,145
	資本金	40,010
	利益剰余金	△10,865
	その他利益剰余金	△10,865
	（うち当期純損失）	（3,377）
	純資産合計	**29,145**
	負債・純資産合計	**35,465**